

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2021年10月13日

No.5

2021年度総合労働協約 改定に関する団体交渉で確認

～申第2号「2021年度総合労働協約」改定交渉～

中央本部は9月21日と24日に、申第2号「2021年度総合労働協約」改定に関する団体交渉を行ないました。今交渉で中央本部は下記の5項目を中心に、職場で発生している問題の解決にむけて労働協約の厳正な運用を求めて交渉を行ないました。

- ①信義誠実の原則に従い健全な労使関係を確立すること。
- ②慢性的に発生している欠員対策として新規採用を継続的に行ない、適正な要員配置を早急に行なうこと。
- ③組合員が新型コロナウイルスに感染した場合、強制的に2週間程度の出勤抑制となることから、勤務認証を「障害」とされたい。
- ④ワクチン接種後に副反応が生じた場合の勤務認証を「障害」又は「ワクチン休暇」を新設されたい。
- ⑤36協定の定める時間外労働時間の1日8時間、1箇月45時間、1年間330時間の限度を超える場合の取扱いは協定内容を順守すること。また、時間外労働を延長する場合における組合員への事前通知を徹底すること。

議論の結果、以下の項目について確認しました。

- ①労使関係については、従来と変わるものではない。これまでの議論を踏まえ今後も健全な労使関係を築いていく。
- ②引き続き採用を実施する等、適正な要員配置に努めていく。
- ③勤務認証については、本人に発熱等の症状があり、そもそも体調が整っていない場合は、新型コロナウイルスに「感染している」「していない」、感染の疑いが「ある」「無い」にかかわらず、無給の「病気」となる。
- ④原則として勤務時間外の扱いとし、保存休暇の付与も可能としている。
- ⑤36協定に定める取扱いについて、引き続き指導していく。

「総合労働協約」は、組合活動の保障と、将来にわたって安心して働ける労働条件の構築のために大切なものです。さらに就業規則との取り扱いが競合した場合、労働協約が優先される重要なものです。職場で発生する問題点を解決し、ゆとりある労働条件の確立にむけて、今後も中央本部は取り組みます。なお、交渉内容の細部については別紙を参照して下さい。

以上